

Title	近代イタリア民衆蜂起研究序説：トスカーナ大公国の場合
Sub Title	An introductory study of the popular risings in modern Italy : a case study of the Grand Duchy of Tuscany
Author	鈴木, 邦夫(Suzuki, Kunio)
Publisher	三田史学会
Publication year	2003
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.72, No.3/4 (2003. 12) ,p.129(457)- 156(484)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20031200-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代イタリア民衆蜂起研究序説

—トスカーナ大公国の場合—

鈴木邦夫

問題の所在

テオドシウス帝の死を契機として生じたローマ帝国の東西分裂（三九五年）以降、長きにわたって諸邦の分裂状態を続けていたイタリアの地に、一八六一年ついに統一国家が復活する。イタリア近現代史上「リソルジメント」（Risorgimento：復活）の名で呼ばれるこの統一へのプロセスにおいて、その起源をフランス革命の勃発とそれに伴うナポレオンによるイタリア支配の開始、換言すれば一七九〇年代とみなす考えは、すでに広く認められている。とりわけ、一七九六年から九年にかけての、いわゆる「トゥリエンニオ」（triennio：三年間）は、注目に値する。その理由の一つには、フランコ・デッラ・ペルータも指摘しているように、トゥリエンニオは「程

度の差こそあれ急進的な傾向を有する民主派と大きな変化を嫌う穏和派の区分が、萌芽的とはいえ明らかとなつた時期でもある。ちなみに、この区分が、この時期以後のリソルジメントの特徴ともなつていいく」という点が挙げられる。つまり、リソルジメント全般におけるイタリアの政治、社会の動向を理解するためには、トゥリエンニオの分析が不可欠なのである。しかし、それだけではない。目下のところ『歴史のダイナミクスにおける民衆の役割』を主たるテーマとしている筆者にとって、この時期の重要性は、以下の諸点に存するものと思われる。

一 次章にて詳述するように、リソルジメント研究史上、イタリア諸邦の「民衆」はほとんど常に主要な研究対象であり続いている。

降の、いわゆるポスト・リソルジメントの諸問題解明の一助となりうる。⁽²⁾

三 いわゆる「近代化」を軸にして「民衆運動」を考察することを念頭に置けば、すでに古くから展開されてきた明治維新とリソルジメントの比較史研究の発展に資することになる。⁽³⁾ 換言すれば、ヨーロッパ諸地域ではなく、我が国において西洋史研究を行うことの一つの意義を見いだしうる。

一 民衆蜂起研究史

本章では、一八世紀末にイタリア各地で多発した民衆蜂起研究の主たる傾向を概観するが、まず古典的研究とされているのがニッコロ・ロドリーコとジャコモ・ルンブローネ⁽¹⁾が、それぞれ一九二六年、一九三二年に発表した著作である。両者に共通するのは、次の点である。すなわち、蜂起が勃発した一八世紀末当時、イタリア諸邦の貴族や知識人が外国人の支配に屈従していたのとは対照的に、蜂起の主体たる貧しく無知な民衆こそが、中世に繁栄した都市国家の輝かしい伝統を継承し、リソルジメントの先駆者たり得た存在であるとの解釈である。ちなみに、第二次大戦後においては、当該期の民衆蜂起を、

いわば「イタリア版ヴァンデの反乱」とみなすこうした主張には否定的評価がなされる場合が見られる。たとえば、フランコ・デッラ・ペルータは、一九九六年に次のように述べている。

「さまざまなものアンデの反乱再評価の試みが、最近のヒストリオグラフィーにおいてまたぞろ復活する兆しが見られる。しかし、こうした傾向に対しても、ナショナリスト的、ファシスト的な古くさいテーマを断固として避けようとする動きが今ほど明確に現れている時はない。とりわけ、その理由として挙げられるのは、イタリア人が当時抱いていたような願望や諸価値は、一七九六年から九九年における農民や民衆の精神的、心理的視野から完全に外れていたからにほかならないという事実である。この点については、たとえば、その後のリソルジメントの過程から明らかとなるはずだ。すなわち、イタリアの農民は、民族の解放という課題に対して無関心か、あるいは敵愾心を抱くかのどちらかであった。」

リソルジメントにおける民衆のこうした対応と密接した関連を持つと思われるが、運動の指導的立場にあつたとされるジャコビーニに関する解釈である。この点については、イタリア南部のチヴィタカンポマラーノ出身

で、同じく南部に樹立されたパルテノペーア共和国政府のメンバーとなる一方、北部のチザルピーナ共和国の官吏も経験した同時代人のヴィンチエンツオ・クオーロが分析を試みている。彼によれば、ナポレオンのイタリア侵入と民衆蜂起の勃発がその中に含まれる前述のトゥリエンニオは、いわば「受動的革命」(la rivoluzione passiva)として位置づけられる」となる。換言すれば、

同時期のフランスにおいては革命勢力が農民の支持を得て大革命を成功に導いたのとは対照的に、イタリアでの革命を指導する役割を担うはずであったジャコビーニは農民の支持獲得に失敗したということになる。⁽³⁾一八〇一年に発表されたこの見解を源泉として、第二次大戦後のヒストリオグラフィーに多大な影響を及ぼしたのが安东尼オ・グラムシの『獄中ノート』におけるリソルジメント論である。彼は、ジャコビーニの後裔とも考えられるマッツィーニが一八五三年に創設した行動党 (Partito d'azione) に関する次のように考察する。

「行動党が自立的性格を有する勢力たりうるには、そして最終的にはリソルジメントの運動に、民衆的、民主主義的性格を少なくともいつそう明瞭に刻印しうるには、(中略) 民衆の、とりわけ、なによりもまず農民の基本

的諸要求を反映する有機的綱領を、穏和派の『経験に基づく』活動に対置すべきであつた。すなわち、穏和派が展開した『自然発生的な』牽引力に、計画に基づく『組織的な』抵抗と反撃が対置されるべきであつた。⁽⁵⁾

さらに、彼はフランス革命のジャコバンに言及し、前述の行動党との差異をいつそう明確にしようと試みる。

「行動党は、イタリア文学の特徴たる修辞的伝統に冒されていて、すなわち、同党は、イタリア半島に存在する文化的統一を、無数の民衆の政治的、領土的統一と混同していたのである。ちなみに、前者は、住民の中では限定された極めて薄い層にのみ存在し、教皇庁のコスマポリタニズムに毒されていた。また後者について付言すれば、彼ら民衆は、前記の文化的統一とは無縁な存在であるが、仮にそれを知つてはいても、これを無視しがちであった。(中略) ジャコバンは、都市と農村の結びつきを確実なものとするべく勇猛果敢に闘い、これに成功して勝利を収めた。(中略) 彼らは、平等・友愛・自由に関わる公式が絶対の真理であることを確信していた。

しかも、それ以上に重要なのは、彼らが自らの闘争において扇動し、導いた無数の民衆に、この真理を確信させたことなのである。(中略) 農村フランスは、『ジャコバ

ンの中核たる》パリのヘゲモニーを受け入れた。換言すれば、アンシャンレジームを決定的に破壊するためには、穏和なジロンダンではなく、第三身分もつとも尖鋭な分子《ジャコバン》とブロックを形成しなければならないことを、農村フランスは理解したのである。⁽⁶⁾

グラムシにより展開された、この《成功せるフランスのジャコバン》と《失敗せるイタリアのジャコビーニ、行動党》を軸とする民衆解放の延長線上に現れた民衆蜂起論は、第二次大戦後少くないようと思われる。たとえば、ジョルジヨ・カンデローロは、次のように主張する。

「一七九九年に勃発した蜂起は、文字通り激烈で、イタリア全域に拡大した。そしてこの現象の原因を述べると問われれば、フランス人による常軌を逸した盗みや略奪行為、反動派エージェントによる仕業以外に、以下の事実がそうであると答えられるだろう。すなわち、農民にとつて、フランス革命は依然として空虚な言葉の域を出なかつたのである。なぜなら、この革命は、彼らの暮らしを目に見えて向上させる効果をもたらすことなく、むしろ彼らの生活状況を、いつそう困難なものとしたからである。ちなみに、その直接的要因としては、当時極

めて深刻な段階に達していた経済および財政面の危機、フランス軍による徴発と略奪、新しい政治形態および新しい思想が突如として導入されることによつて常態化する不可避的な混乱、である。⁽⁷⁾

また、レンツオ・デ・フェリーチエは、こう述べている。

「一七八九年から九六年にかけて見られた民衆の不満は高まるいっぽうであり、局地的な無秩序状態を呈し、まさに反乱そのものというべき性格を帶びていた。ちなみに、それらは飢餓によつて引き起こされることも多かつたが、時として封建制や経済全般に対する反抗でもあつた。無秩序や反乱は、破壊的な状況が広範にわたつていた事実を示すものである。そして、それは、民衆が政治的自覚を持つことは決してなかつたものの、場合によつては——聖職者、反動派がプロパガンダを展開したにもかかわらず——フランス革命に影響されることもあつたようと思われる。ピエモンテでは、ナポリ王国、教皇国家、そして二つの公国同様、こうした無秩序や反乱発生の際、《フランス人のように》やりたいと口走る者がいたのである。しかし、共和主義を標榜する民主派の大半は、農村に見られる状況の持つ重要性と危機を把握できなかつ

た。それ故、反革命、反仏をめざす大規模なプロパガンダは、農村に對して容易に働きかけることが可能となつたのである。⁽⁸⁾

以上から明らかのように、とりわけトゥリエンニオを中心として激化したイタリアにおける民衆蜂起の研究動向は、左記の二種に区分できよう。すなわち、

一 民衆蜂起は、対外的には反仏・反ジャコビーニ、対内的には反ジャコビーニを志向する民衆による反革命闘争であるとする、いわばナショナリスト的

性格の強い解釈

二 蜂起の主体が民衆であることは認めるものの、彼ら自身には政治的自覺は乏しいか、皆無である一方、彼らを指導すべき立場のジャコビーニは弱体であったとする解釈

である。そして、こうした研究成果を踏まえつつ、今なお民衆蜂起研究の基準点とされているのが、カルロ・カララの著作である。⁽⁹⁾ 彼は、民衆蜂起の全責任を反動的聖職者および反動君主の下で活動するエージェントの扇動行為に負わせる解釈、それに先祖代々継承されてきた慣習や伝統を踏みにじったフランス人に対して向けられた民衆の自尊心や愛国心こそが、民衆蜂起の源泉であると

する解釈から脱却している。そして、ジョルジュ・ルフエーブルやエリック・ホブズボームらの民衆運動研究に依拠しつつ、イタリアにおける経済や社会の長期的変動や民衆のメンタリティーにいつそう注目する必要すべきであると指摘している。さらにこうした従来の研究を踏まえながら、イタリア各地の民衆蜂起についてのより詳細な個別的研究が近年展開されつつあるが、それら相互間の比較研究や整理統合の試みはなお今後の課題として残されているように思われる。⁽¹⁰⁾

二 リヴォルノとフランス革命

トスカーナでは、一七九〇、九五、九九年と、相次いで大規模な民衆蜂起が勃発する。なかでも九九年の「ヴィーヴァ・マリーア蜂起」は、その規模の点からも名高い事件である。本稿では、これらの蜂起を分析する前提として、まずトスカーナ大公国とフランス総裁政府両者の関係について考察する。大公国がフランスの支配下に入るのは、ヴォーブワ将軍率いるフランス軍がリヴォルノに侵入する九六年六月二七日以降のことである。ティレニア海に面するこの町は、メディチ家の政策によつてトスカーナにおける重要な港湾都市と位置づけられること

になる十六世紀前半以降繁栄を見る。ちなみに、同家は、リヴォルノを大公国における海外貿易の拠点とすべく、ユダヤ人商人に信仰の自由を認め、一六七五年には関税を免除された自由港の地位を与える。リヴォルノのこうした、いわば例外的、中立的な状況は、フランス革命が勃発する前夜の十八世紀末においても依然として続いており、当時大公国を代表する政治家の一人であつたフランチエスコ・マリーア・ジャンニ⁽¹⁾は、リヴォルノが「トスカーナにあつて、まさに外国人コロニーのごとき様相を呈している」と述べているほどである。そして、この都市の存在は、大公国と他のヨーロッパ諸国との外交關係に重大な影響をもたらすことになる。すなわち、一七八一年にフランスを始めとする諸列強がリヴォルノの政治的性格を維持する方向で動かざるを得なかつた主たる動機は、それが経済面で自國に有利に働くと判断したからである⁽³⁾。そして、この状況は、結果的に大公国が諸列強の狭間にあつて中立的立場を保つことを十八世紀の末まで可能にする。しかしながら、それも、フランス革命の勃発によつて搖らぎ始める。すなわち、革命に端を発する國際情勢の悪化に伴つてティレニア海沿いの港が相次いで閉鎖される中で、その中立的立場を維持していた

リヴォルノは、相争う二大列強である英仏の標的となつたのである。したがつて、リヴォルノを媒介として維持されてきた大公国の中立性は、この時点では危機に瀕したといえる。時の大公フェルディナンド三世は、自身の兄のオーストリア皇帝フランツ二世に対して、自國の自立的立場を繰り返し主張している。フェルディナンドは、さらに同年六月に他のイタリア諸邦に向か、中立同盟結成の呼びかけを行つてゐるが、当時それらの支配者が反革命の方向で一致してゐたことから失敗に終わつてゐる。他方、フランス国内では、ジロンド派による対外戦争の開始（一七九二年四月）、国民公会の成立を契機とする共和制の樹立（一七九二年九月）と革命は激化の一途を辿つていく。こうした状況に加え、軍事面で非力であつたこともあり、大公国の中立路線維持のための大公の努力も結局は実を結ぶことはなかつた。そして、同国が中立の断念を余儀なくされる直接の契機は、第一回対仏同盟軍による勝利（一七九三年前半）と、西部のヴァンデ地方を中心とするヴァンデの反乱の勃発（一七九三年三月）によつて革命フランスが一時的に苦況に立たされた事実に見いだせる⁽⁴⁾。同種の反乱が国内に発生する可能性があると判断した大公国政府は、一七九三年十月二

十八日にイギリスと条約を締結する。その主たる内容は、⁽⁵⁾次の二点に要約できる。
すなわち、

一 大公国は、従来の中立政策を放棄すること

二 大公国は、フランスとの外交関係を絶つこと

三 リヴォルノにおいては、従来糧食等を供給していたフランス国籍の船舶は閉め出されるべきことである。こうして対仏同盟の一員となつた大公国であったが、前述したように、リヴォルノにおける国際貿易を背景として、いわば全方位的な外交路線を展開してきたがゆえに、その後同国の対仏関係が急速に悪化したとは考えにくい。たとえば、フィレンツエ在住のフランス共和国エージェント、フランソワ・カコーは、外相ドゥ・フォルギュに宛てた一七九三年十二月十六日付の書簡で次のように指摘している。

「トスカーナの宫廷は、依然として我が革命を好意的に見守つております。彼らは、革命が成功することを望んでおります。そしてこれは、彼らが我がフランスとの友好関係を損なう意思のない証であります。」

さらに彼は、公安委員会に宛てた翌九四年十一月二十五日付の報告書において、両国の友好関係とリヴォルノの関連について述べる。

「リヴォルノから得られる貢献は、冒險という犠牲を払うことにはならず、我らが敵に対すると同様に我らが友に分配されるべきです。リヴォルノを一時的に占領することは、この港町の信用の失墜に繋がるであります。ちなみにこの町では、大資本家の数は多くはありません。対仏同盟諸国との貿易活動を、もしも我々がこの町に禁じたならば、この町は破滅することになります。我が国に近隣に存在するこの交易のパイプは、ほんのわずかであっても切断されるべきではないと私には思われます。ジェノヴァは、リヴォルノなしではほとんど機能しないのです。」

こうしたフランス側の姿勢を反映する結果として、一七九五年二月九日、同国と大公国との間に友好条約が締結される。これは、大公国が、二年前にイギリスとの間に締結した条約を反古にすることを意味する。すなわち、同国は、事実上対仏同盟から離脱したのである。⁽⁸⁾しかし、翌九六年、フランスの対イタリア外交路政策は大きく変化することになる。換言すれば、イタリア半島への本格的な侵攻が実施されることになったのである。その背景には、テルミドール九日のクーデタ（一七九四年七月二十七日）によつて成立した総裁政府が混迷の度を深めつ

つあつた国内情勢の安定化に失敗し、対外戦争の継続とその勝利に活路を見いだそうとした事実がある。こうした政策変更の一環として、本章冒頭に述べたように、同年六月にリヴォルノはフランス軍に占領されるが、その後大公国全体に対してどのような政策を実施すべきかを巡り、フランス国内では対立が見られた。たとえば、九月初頭にイタリアにおける共和主義化の可能性について諮詢した外相ドゥラクロワに対し、ジエノヴァ駐在のフランス領事、ラシェーズは、同年七月二十七日に地域ごとにその可否について回答するが、その中で大公国にも言及している。

「フランスは、トスカーナとは良好な関係にあります。そして、フランスが大公国に与えた不満の原因がある一方で、この国におけるオーストリア・ハプスブルクの影響をフランスが打破するなんらかの有益性は存在します。しかしながら、広範囲にわたる平和の実現に向かつて絶えず努力するという方策に忠実な総裁政府は、大公国との友好条約を今後も維持するでありましょう。万が一そうでないにしても、トスカーナには流血を見ることがなく、極めて容易に自由が根を下ろすことを確約できるものと思われます。トスカーナの住民は温厚な性格ゆえ、

剣を憎みます。そして、彼らは、都市、農村を問わずにとりある暮らしをしています。また、大公国の首都、フレンツェは、開明的な性格を持つており、そこに住む多くの人々は今なおにしえの共和国を記憶しているのです。もしもトスカーナが解放されるならば、我々の同盟国となるであります。そうなれば、イギリス人が最近リヴォルノの港に及ぼしている影響力を、我々フランスが獲得することになるでしょう。さらに我々は、レバントの品々と引き換えに自国の製品を提供することになるのです。⁽⁹⁾

以上の引用から、ラシェーズは、フランス軍による大公国全域の占領および共和制の確立がフランスにとって少なくとも経済的には有利に働くとの見解を明らかにしている。しかし、総裁政府やのちに本格的なイタリア支配の立役者となるナポレオンは、当時これとは異なる立場を取っている。まず、前者について言えば、ライン川左岸地域を獲得するためにオーストリアに与えるいわば「餌」というのがイタリアの位置づけであった。すなわち、総裁政府の目は、主としてオーストリア方面に向けられており、イタリアはあくまで外交の駆け引きに必要な一つの材料以上の役割は与えられていなかつたのであ

り、大公国全域の占領も念頭にはなかつた。同様な姿勢は、後者のナポレオンについても当てはまる。たとえば、一七九七年一月に彼が誕生させたチズパダーナ共和国にしても、前述したラシェーズのようにイタリアの「解放」・「共和主義化」が彼の念頭にあつたわけではなく、九六年秋に対仏同盟軍がイタリアに侵攻する動きを示したことに対する防衛手段の一環であつた。⁽¹⁰⁾ フランスの指導者たちの間に、大公国やイタリア全域に対する支配を巡つてこうした相違が見られたとはい、前述したような国内の政情不安を背景として、総裁政府はイタリア全域への軍事侵攻実施に踏み切る。そして、この方針を実現したのは、ナポレオンである。同政府により九六年三月二日にイタリア方面軍司令官に任命された彼は、同年四月十三日にオーストリア軍をイタリア北西部のミッレージモで撃破したのを皮切りに、オーストリアとの間にレオーベンの仮講和条約が締結される翌年四月十八日までの約一年間で初期のイタリア支配をほぼ確固たるものとする。ちなみに、大公国は、前述したフランスとの和平条約によりナポレオンによる直接支配は免れるものの、リヴォルノに限つては、九六年六月からの十か月間フランス軍の占領下に置かれることになる。そして、彼

らが現地で実際に行つたのは、対仏同盟諸国が持ち込んだ商品の没収と売却、在住商人に対する拠出金の強制といつたものである。この結果、それまで現地を拠点に貿易活動を展開していた対仏同盟諸国の国籍を持つ商人の脱出とそれら外国資本の流出が発生した。ところで、フランス軍に占領されるまでは、革命に起因する國際情勢の悪化は、リヴォルノにとつてむしろプラスに作用していたと考えられる。たとえば、革命の急進化の過程で富裕層に属する人々が当地に亡命し、さらに地中海沿岸に位置する多くの港が閉鎖を余儀なくされたことで、中立をなお維持していたリヴォルノがつかの間の繁栄を見たのである。たとえば、リグリア海における重要な貿易拠点であったジェノヴァがイギリスによって封鎖された結果、リヴォルノがその代役を務めことになるのである。ちなみに、当地を利用した船舶数は、九三年には五、三三三隻であったが、ジェノヴァが封鎖された九四年には七、五五六隻に増加している。しかし、フランス軍に占領された九九年になると四、六六〇隻に減少し、しかも占領が開始された翌月以降の同年後半に限つてみれば、リヴォルノに到着する船舶はほとんど皆無の状態に陥るのである⁽¹¹⁾。そして、この事態は、単にこの港町のみ

ならず、当地を重要な経済基盤の一つとしていた大公国にも重大な影響を及ぼすことになる。すなわち、商品の主要な販路を遮断され、外国資本が欠乏することにより、同国の製造業に危機が訪れ、失業者が目立つようになる一方、食糧不足も顕在化する。したがって、フランス軍によるリヴォルノの占領は、三年後の九九年に大公国を震撼させることになる「ヴィーヴ・マリー・ア蜂起」勃発の主要原因の一つと考えられよう。

三 三人の大公とフランス革命

本章では、十八世紀前半からフランス革命初期（一七九〇年代前半）にかけての時期に、大公国がいかなる内外政を展開したかについて検討する。まずフランスに対する基本的姿勢であるが、この点では他のイタリア諸邦と大きな相違はない。すなわち、「いかにしてフランスとの中立的関係を維持するか」が最大の課題であった。

第四章にて詳述するように、ピエトロ・レオポルドによる政治路線を巡つて国内に意見の対立があつたことは確かである。そして、それは、一七九〇年の民衆暴動という形態で顕在化すると考えられる。とはいへ、革命フランスと友好的な関係を維持しようという方向は国内の

指導層において一致していた。また、他の諸邦、たとえば同時期の両シチリア王国に見られるような一定の勢力を持つて活動するジャコビニは、大公国には存在していない。「バブーフの陰謀」（一七九六年）に加担した反体制政治家のフイリッポ・ブオナッポーティは、同国においても一七九〇年代初頭に陰謀活動を展開したものの、目立った成果を挙げることはなかつた。さらに、とりわけ教皇国家に見られたようなフランスやイタリアのジャコビニに対する激しい憎悪や敵対的運動は、少なくとも「ヴィーヴ・マリー・ア蜂起」が勃発する一七九九年までは目立たない。ところで、当該時期に大公の地位にあつたのは、フェルディナンド三世である。オーストリア皇帝レオポルト一世として一七九〇年三月に転出した父、ピエトロ・レオポルドのあとを継いで翌九一年三月に即位した彼は、基本的には比較的穏和なレオポルドの路線を継承する。⁽¹⁾ この点に関しては、たとえば外政面では、前章にて述べたイギリスとの条約締結（一七九三年十月二十八日）後の時期にフランス共和国派遣委員、フランソワ・カコーがフイレンツェから本国の公安委員会に宛てた二通の書簡の内容からも明らかであるように思われる。

「当地では、我が国の革命に関する文書が自由に流布しております。」⁽²⁾

「当地では、フランスのさまざまなニュースがなんら拘束されることなく流布しており、それを新聞や雑誌が報じております。そして、人々はそれについて語り、何一つおそれることなく意見を述べております。(中略)また、宫廷には、我々を支持する意見を人々が述べていることに対し、不快である様子がいささかも見えません。」⁽³⁾

カコーは、さらに、外相に宛てた書簡においても、同様の意見を述べている。

「我が国の出版物は、当地では自由に出回つております。そして、人々は、革命を支持する愛国者たちを危険視してはおりません。」⁽⁴⁾

これらは、フランス側の、しかも、ジャコバン的傾向を持つ一外交官の言葉である。そこで、大公国政府が出版・思想表現の自由の問題に関し、実際にいかなる姿勢を示していたか、その具体例を挙げてみたい。まず、共和国第一年の憲法(一七九三年六月二十四日発布)を公にしようとした出版者のフイリッポ・ステッキに対し、政府は、「できうる限り、大公国外で販売するよう努力

する」という条件付きながらも、これを許可している。⁽⁵⁾

同憲法が、成年男子による普通選挙の実施や、公的扶助・教育・圧政に関する蜂起の権利を市民に保障するなど、フランス革命期に制定された憲法の中で最も革新的な内容を持つものだけに、政府の姿勢は、当時のイタリア諸邦の中では例外的であるといえる。一方、ヴェネツィアを逃れて大公国へ入ったヴィットーリオ・バルツォーニは、反革命的傾向の小冊子を国内で出版することを認められている。さらに、サヴェーリオ・スクロフアーニは、チザルピーナ共和国を誹謗する文書の出版が認められなかつた挙げ句、国外追放の憂き目にあつている。⁽⁶⁾

以上、わずかの例ではあるが、大公国統治者があくまで制限付きとはいえ、ある程度の出版・思想表現の自由を認めていたことは明らかである。そして、彼らがこうした政策を展開した背景としては、前述したように、国際的港湾都市リヴォルノを核として中立を維持することが必要であるという判断が働いていたことを挙げることができよう。実際、当時フランスで流通していた紙幣の偽造者に対しても、大公は他の諸邦とは異なつて厳しい処罰を行つており、両国の関係が革命勃発によつてた

だちに悪化したわけではない。したがつて、リヴォルノの繁栄はなお維持され、大公国の経済状態もつかの間のこととはいえたのである。また、フェルディナンドは、一七九一年十月には経済の専門家やフィレンツエの農芸学会の意見に抗つて、父ピエトロ・レオポルドがかつて発布した法令を廃止している。ちなみに、その内容は、小麦・ライ麦・豆類の自由取引を認可したものであった。フェルディナンドのこの措置は、一般民衆には好意的に受け止められた。すなわち、こうした抑制手段を通じて、物価の高騰が回避されると考えられたからである。一方、一七九五年二月には大公国とフランス両国の和平が復活する。この結果、前者は新たな中立状態に置かれたこととなつたのである。

それでは、他のイタリア諸邦にはあまり例のないこうした大公国の状況が生まれた原因について、以下に考察しておく。その際注目すべきは、フェルディナンドの二人の前任者、フランチエスコ二世およびピエトロ・レオポルドによつて推進された啓蒙專制主義を基本とする政策である。なぜなら、前述したように、フェルディナードも基本的には彼らの政治路線を継承しようとしたのであり、その帰趨がのちの「ヴィーヴァ・マリーア蜂起」

勃発と密接に関連すると思われるからである。

さて、メディチ家最後の生き残り、ジャン・ガストーネが一七三七年に死去したのち、彼に代わり、フランチエスコ二世としてトスカーナ大公に即位したのは、マリア・テレジアの夫、ロートリンゲン大公フランツである。彼の治世は、その死に至る一七六五年まで続くことになるが、この間に幾つかの重要な改革が実施されている。まず、一七四三年には、出版物に対する検閲の権利が教会から剥奪された。また、これに伴い、複数の印刷業者が逮捕されている。ちなみに、その罪状は、彼らが印刷出版許可を教皇庁の検邪聖省に相変わらず願い続けていたから、というものである。続いて五一年には、死手譲渡財産の獲得が大公の許可により行われるようになつた。⁽⁸⁾

また、五四年になると、リヴォルノにおいて、非カトリック教徒とカトリック教徒の共存が認められた。前述したこととは可能である。なお同年には、このほかに教会權力の削減を意図した二つの政策が実施される。すなわち、一つは、聖職者に対するさまざまな課税とこれを拒否した者に対する逮捕、監禁であり、二つめは、宗教裁判所の活動に対する規制である。さらに、六四年には、穀物

取引の自由化が実現した。

フランチエスコ二世治下で着手されたかかる改革の方
向をさらに発展、拡大させたのが、一七六五年に即位し
た大公ピエトロ・レオポルドである。彼の治世は十八年
に及ぶが、これを支えたのが、ポンペオ・ネーリ、ジ
ューリオ・ルチエッラーリ、フランチエスコ・マリー
ア・ジャンニ、アンジェロ・タヴァンティらであり、い
ずれも啓蒙專制主義的な改革の実施を熱心に提唱して
いる。⁽⁹⁾彼らに支えられたピエトロ・レオポルドは、自らが
ジャンセニストのファン・スヴィーテンに教育されたこ
ともあり、多岐にわたる改革を進めていく。⁽¹⁰⁾たとえば、
大規模な公共事業としては、アペニン山脈を経由してピ
ストーイアからモーデナへ至る道路とセッラヴァッレを
経由してピストーイアからルッカへ至る道路が開通し、
物流の促進が実現されている。また、この政策と関連し
たものとして挙げられるが、商業の自由化である。具体
的には、三八年に、マレンマで生産される穀物の取引が
当初十二年間にわたって自由化されるが、この期間はそ
の後さらに延長される。ちなみに、この政策を実質的に
推進したのは、当時の大公國大蔵大臣、ポンペオ・ネー
リである。そして、ピエトロ・レオポルドも、六六年に

発生した深刻な飢饉を契機として翌六七年には国内全域
において、あらゆる農作物の自由取引を認めている。さ
らに彼は穀物の輸出も認めるが、その場合、所定の価格
の限度内という条件を付け、国内の供給に支障をきたさ
ないよう配慮している。さらに七五年になると、輸出入
を含めて穀物取引の完全な自由化を認めることになる。
また、八三年には、国内の橋や道路において従来行われ
ていた通行料と関税の徴収が廃止され、代わりに国境で
のみ関税が取り立てられることとなつた。

こうした政策に伴つて実施されたのが不動産売買の自
由化であり、信託遺贈の廃止と死手譲渡の制限が実現す
る。⁽¹¹⁾さらに、これらに関連する改革と考えられるのが、
一七七〇年のフィレンツェを皮切りにその後他の諸都市
でも実現することになる同業組合の廃止である。

レオポルドによる他の重要な改革としては、地主階級
の強化に関する提案も挙げられる。これは、具体的には
小土地保有農の形成によつて実現されるはずであつた。
彼は、この目標達成のため、まず耕作地の細分化、続い
て大公國領、聖ステーファノ修道会領を始めとする他の
特権団体の所領、さらには共有地の売却あるいは長期間
の賃貸を命じている。また、従来年間支払額によつて拘

束されていたリヴエッロ（永代借地）は、六九年以降譲渡や売却が隨時可能となる。小作農は、この政策に関連して賃貸契約を解除することができるようになり、結果的に自作農への道が開かれるはずであつた。実際、八八年には、国内の不動産の約五分の三が譲渡の対象になつたとされている。しかし、こうした改革は、元来手持ちの資金に余裕のない小作農にとつて利益をもたらしたとは考えにくい。そして、売却、あるいは譲渡された土地が大貴族の資産を増やす結果を招く例も少なくなかつた。

他方、干拓、開墾事業も、レオポルドによる主な改革の一つである。中でも、シエーナに広がるマレンマ（湿地帯）の干拓は有名である。これは、六五年から七四年にかけて実施されたが、期待された効果は得られなかつた。すなわち、オンブローネにおける護岸工事とモツラにおける運河の建設により、グロッセート上流に広がる土地の一部を干拓することはできた反面、より下流地域の状況は好転しなかつたのである。また、ヴァル・デイ・ニエーヴォレとカピタナート・ディ・ピエトゥラサンタにおける干拓も実現している。⁽¹²⁾ その結果は、有名なマレンマの干拓ほどではなかつたが、一定の成果を挙げている。

ところで、後述するように、大公国の中衆蜂起に重大な関連を持つようになると考えられるのが、対教会政策である。これは、前大公フランツがすでに着手していたが、本格化するのはレオポルドの治世においてである。具体的には、死手譲渡の制限、宗教裁判の廃止、宗教団体が従来有していた免税特権の撤廃、イエズス会の弾圧、修道院、修道会の廃止、聖所における庇護権や修道院の収監所の廃止等が挙げられる。ちなみに、このような政策実施に当たつてレオポルドを支えた中心人物は、シビオーネ・デリッチである。⁽¹³⁾ 一七八〇年にピストーリアとプラートで司教となつた彼は、大公国における指導的なジャンセニストである。彼と親密な協力関係を保つたレオポルドは、教区ごとの教会会議を招集する。ちなみに、ピストーリアの教会会議開催を聖職者に告知する回状の中で、改革に反対する、いわゆる「正統派」聖職者に対する批判が次のように展開されている。

「彼らは、ありとあらゆる改革を憎悪しているうえ、精靈の予言に反し、人の生涯に見られるような、曖昧模糊とした時間や老齢期を教会が経験することは決してあり得ないとの誤った考え方を抱いている。そして、悪意に満ちた時代を経て堆積した汚辱にまみれる教会を浄化す

べく、福音書の精神に立ち返ろうとする機運が高まるたびに、彼らは、異端や改革者に対し愚かにも反対の叫び声を上げるのである。幾世紀も続いた暗黒の時代に無知と野心が信心の姿を借りて広まつた誤謬の思想に彼らは染まつてゐる。それゆえ、福音の精神にいつそう合致する原始キリスト教が有していた規律の復活を意図するあらゆる動きに、彼らは新たな異端の汚名を着せることになる。⁽¹⁴⁾

こうして、彼は、教皇庁に対峙する地方教会の自治および恩寵に関するジャンセニストの理論を教会会議において承認させることに成功する。すなわち、ジャンセニストによれば、教皇の権威は、カトリック教会の公会議が有する権威の下に置かれるべし、とされていたのである。その後、こうした状況に勢いを得たレオポルドは、教会改革を貫徹すべく国民教会会議の開催を目指した。その準備のために、彼は、一七八七年に大公国司教會議をフイレンツェに招集する。ところが、出席者の大半は、彼の意に反し、改革に反対する態度を明らかにしたのである。さらに、改革の旗振り役を演じてきたデリッチのお膝元、プラートで、民衆による武装蜂起が勃発する。彼らは、従来慣習として根づいていた聖遺物崇拜を

禁止したデリッチに強く抗議したのである。レオポルドは、この蜂起を鎮圧するために百五〇名の衛兵を差し向けたが、逮捕者もほぼ同数に上っている。ちなみに、その中には、司教座聖堂参事会員、市の行政長官、それにフィレンツエ大司教の兄弟に当たる人物も含まれていたことからも理解できるように、レオポルドやデリッチによる教会改革への反発は、社会の広範囲に及んでいた。

また、チエーザレ・ベッカリーアの著作を愛読していたレオポルドは、司法面の改革も実行に移している。具体的には、牢獄の環境向上、拷問や死刑の廃止、犯罪人から没収した財産を第三者が使用することの禁止、被告側の弁護実施の保証、低廉かつ迅速な訴訟などが挙げられる。⁽¹⁵⁾財政面においては、国民にその状況を知らしめることが必要と考えた大公は、六五年以降収支を公表している。さらに、これ以外にも実現はしなかつたものの、俎上に載せられた改革も少なくない。たとえば、民法典の編纂、地租の納付と組み合わされた公債の償還、憲法の付与などが挙げられる。ちなみに、最後の政策は、当時のヨーロッパには例がなく、実現すれば画期的であつたはずだが、こうしたあまりに「過激な」提案は撤回するようになり、この圧力がウイーンよりかかつたため、レオポル

ドは実現を断念せざるを得なかつた。こうして苦境に立たされた彼らの改革は、レオポルドのウイーンへの出立（一七九〇年）とそれに伴うデリッチの司教座からの離脱を二大契機として幕を閉じることになる。

以上、十八世紀前半から末にかけて在位した三人の大公により実施、あるいは実施が計画された諸改革について概観したが、国内では主要都市において一七九〇年に相次いで民衆蜂起が勃発することから明らかなように、それらがトスカーナの社会一般に広く受け入れられたとは考えにくい。すなわち、イタリアにあって同じくオーストリア・ハプスブルクの支配下に置かれていたロンバルディーアの臣民が啓蒙專制君主ヨーゼフ一世の改革を積極的に支持しなかつたのと同様、大公国国民もレオポルドの改革が持つ意味、あるいは意義を理解できなかつたようと思われる。彼は、デリッチ、ネーリ、ルチエツラーライといった極めて明晰な頭脳を持ち、先取の精神に富む複数の知識人から助言や協力を得て諸改革の実現に邁進しようとした。しかし、国民の大多数は、それらが有する、いわば「先進性」を理解できるほどには成熟していなかつたとも考えられよう。その結果、レオポルドの改革は、国民の無関心、あるいは時として敵意に直

面せざるを得なかつた。すなわち、彼の改革が国民の利益を直接損なう場合や、幾世代にもわたつて彼らが馴染んできた伝統的慣習に真っ向から対立する場合も少なくなかつたのである。だからこそ、デリッチの宗教面の改革に反対した民衆暴動がピストーリアとプラートで発生したのであり、リヴォルノでは当地の経済的繁栄に寄与していたユダヤ人に對する民衆暴動が勃発するのである。

四 一七九〇年の民衆蜂起

前章では、十八世紀における三人のトスカーナ大公、とりわけピエトロ・レオポルドによる諸改革をフランス革命に關連づけつつ考察したが、それらが、大公国の社会に実際どのような影響を及ぼしたかについて以下に考察しておく。そして、これに關連した象徴的な史実と思われるのは、レオポルドの治世最後の年となる一七九〇年に国内各地で発生した民衆蜂起である。レオポルドが、兄ヨーゼフ一世の死去に伴いウイーンに向け出立したのはこの年の三月一日であるが、四月二十四日にはフィレンツェ北西の都市、ピストーリアで農民暴動が発生し、近隣のプラート、五月三十日にはリヴォルノ、さらに六月九日には首都フィレンツェでも同様の事態が生じて

いる。

以下では、まず、前記のように大公国内でとりわけ重要な位置を占めるリヴォルノの民衆暴動について考察する。ちなみに、暴動が発生した五月三十一日は、この町の守護聖人、聖ジュリアの祝日にあたっているが、この日ヴェネツィア人、下層労働者、魚売り、ピザ店主が暴動を起こし、彼らにとつて馴染み深いにもかかわらずピエトロ・レオポルドによつて禁止された宗教行事の実践復活を強く要求する。それらは、具体的には聖遺物を伴う練り歩きなどである。その一方で彼らは、同じくレオポルドによつて廃されていた教会を再開させ、ユダヤ人からその調度品を奪い返している。しかし、暴動参加者には、彼ら以外に農民もいた。彼らは、副知事のピエラツリーニに対し、従来行っていた伝統行事である「モンテネーロのマドンナ」の公的崇拜復活を迫つてゐる。⁽¹⁾また、シピオーネ・デリッチの思想に基づく一連の改革を実施する一方、レオポルドによつて廃止されたバルナバ会に代わり、聖職者養成を目的とする寄宿学校を設立したことでも知られるジャンセニストであつたアントニオ・バルドヴィネッティ⁽²⁾は、激高した民衆暴力の難を避けるため、書記官のジュゼッペ・カミーチやロレンツ

オ・バローニらと共に逃亡を余儀なくされている。⁽³⁾こうした状況について、反動的な司教書記官のジョヴァン・バッティスタ・サントーニは、満足した調子で次のように述べている。

「日下進展しつつあるこの民衆暴動は、その原理において極めて正当なものであり、その効果においては並はずれてゐる。なぜなら、この暴動にはあらかじめ合意が得られているわけでもなく、指導者も欠けているからである。」⁽⁴⁾

さて、暴動発生の翌六月一日になると数千名に上つたとされる参加者は、市庁舎に赴いて当局に対する要求を明らかにするが、その内容は、次の諸点に要約できる。⁽⁵⁾

一 食料調達庁を復活させること。

二 すべての教会および信心会を再開すること。

三 税関出入りの商人は、俗に「粗野な連中」と呼ばれる零細な商人に自らの収入の半分を与える義務を負うこと。

四 聖カタリナを戴くドミニコ会神父および聖セバスティアヌスを戴く旧バルナバ会系修道士を呼び戻すこと。

五 (一連の改革推進者であつた) バルドヴィネッティ

イを一度とリヴォルノに戻さないこと。

こうした事態を鎮静する動きは、翌六月一日以降本格的目的として現地に到着する一方で、行政側からはリヴォルノの執政官、フランチエスコ・セツラーティが大公国政府の名において旧来の信心会の復活を約し、蜂起した民衆への譲歩を行つてゐるが、それ以上の進展はなかつた。

次に、首都フィレンツエでは、リヴォルノの蜂起から約一週間後の六月九日に同様の事態が発生する。フランチエスコ・ベカッティイーニなる人物に率いられた群衆は、富裕な市民の邸宅を襲撃するが、大公レオポルドの改革を支えた政治家、フランチエスコ・マリーア・ジャンニも標的となり、彼は難を避けるべくボローニヤへ逃れてゐる。ちなみに、この行為が原因となつて彼の政治家としての影響力は、その後弱まることになる。

さて、数百名に上るとされる群衆は、「たいまつや薪を手に持つて」前記の襲撃以外にもゲットーや金融機関での略奪をまさに始めんとする勢いを示してゐた。ちなみに、彼らの要求は、以下の通りである。⁽⁶⁾

一パン、オリーブ油およびワインを適正価格にて販

売すること。

二 よそ者の下層労働者および繭売り人を追放すること。

三 カーノヴェ (canove…都市や軍隊への食糧供給を目的とする小売店や飲食店) を廃止し、従来の居酒屋を復活させること。

ある無名の人物が「フィレンツエは、あたかも（革命下の）パリになつたかのように見える」と述べているように、群衆の言動は相当過激であつたようである。すなわち、「小売商は、従来一袋23リラで販売していた小麦粉の価格を12リラに、また一樽74リラであつたオリーブ油の価格を50リラに引き下げるを得なかつたし、他の商品の大半も同様であつた」のである。⁽⁷⁾

このような群衆の動きに対し、当局は硬軟二つの姿勢を示すことになる。すなわち、軍隊の派遣による蜂起の鎮圧と群衆の要求容認、がそれである。まず、前者については、蜂起が発生した六月九日の夕刻に、農民を組み入れた貴族や商人からなる義勇兵の支援を受けた都市防衛団が組織された。ちなみに、その目的は、商取引の自由を擁護することにあつた。こうして同防衛団は、翌十日の朝、多くの暴徒を逮捕して騒動鎮圧に成功する。⁽⁸⁾ 次

に、群衆の要求容認は、具体的には六月八日に大公國政府が公にした二種の布告によつて証明される。⁽⁹⁾ その一つによれば、フイレンツエ、ピサ、シエーナの大司教に対し、外的な宗教行事の実践をすべて復活させること、既存の修道会の留め置き、ありとあらゆる種類の修道会の新たな設立、を認めるよう命じている。また、その他の方策としては、パンとオリーブ油の価格を規制するよう指示が出された。その結果、フイレンツエでは、貧者の大半が主食としていた粗悪なパンは通常一リットラ（約三四〇グラム）あたり七クワットリーノ（六〇クワットリーノが一リラに相当）で販売されていたが、四クワットトリーノに引き下げられている。ちなみに、こうした対応について、大公国政府は、民衆蜂起鎮圧に振り向かれる軍隊が不足し、フイレンツエやリヴォルノといった主要都市の商店で販売されるべき穀物のたぐいが不足していることを強調したうえで、民衆の不満を抑制するためには必要な処置であったとしている。⁽¹⁰⁾ ところで、政府によるこうした食糧を対象とする統制価格の実施により、周辺の農村部から飢えた人々がフイレンツエ市内に多数流入する事態が発生した。このため、前記の都市防衛団の強化が図られる一方で、食糧価格も再び引き上げられ

ことになる。こうした対応は、民衆の不満を静めることにならないのは当然といえる。たとえば、彼らの状況について、当時の記録は、次のように語っている。

「民衆は決して満足したわけではない。その一方で、食糧調達庁を当てにすることを思いつかなかつただけではなく、穀物やオリーブ油などの新たな供出の承認を望んでいるとの声も聞かれた。ちなみに、こうした行為はつい先だつて禁止されたばかりである。すなわち、商業の自由を追求する目的は、以下の通りであつた。（当局による）課税等の強制によつて負担を感じていた資産家が、同じくこうした商業の自由によつて食糧を売る人間がその商品につける価格よりもいつそう手頃な価格となるに任せることが一度とできないようにすることが目的なのである。」⁽¹¹⁾

以上、リヴォルノとフイレンツエの状況を概観したが、国内の他の諸都市でも同様の民衆蜂起が発生しており、その参加者が要求した内容についてみると、旧来の宗教面における慣習の復活と食糧必需品の価格引き下げの二点に絞ることが可能である。それでは、次に大公ピエトロ・レオポルドがこうした蜂起を前にしてどのような対応をしたのかを概観する。彼は、宗教面に関する要求に

対しては、若干の譲歩によつて民衆の不満を静めることができると考えていたようである。しかし、食糧に関する要求には、前述した政府の対応については、たとえば六月十七日付の書簡において、強い調子で批判している。

「政府は、（暴徒の食糧価格引き下げ等の）要求に応じただけでなく、宗教面の要求すら認めてしまつた。そして、その結果、長い時間をかけて導入を図つてきたこの領域における全ての秩序が再び覆されてしまい、大公国全体が聖職者とファナティズムの手に委ねられてしまつた。そしてこうした状況は、彼らにしてみれば、いつでも自分たちの望む時に民衆を再び蜂起させることを可能ならしめるであろう。次に、食糧問題に関する政府の対応についてであるが、余は全く以てこれに不賛成である。すなわち、その対応は、余の発した全ての訓令に背くだけではない。すなわち、大公国の繁栄と利益に反するものである。（中略）暴徒の要求に彼らが屈した以上、ものはや解決策は見いだせない。彼らは、自分たちの行為から生じるあらゆる不利益の責任に思いを致すことになる。市場では、相変わらず不平不満がささやかれている。都市では、食糧供給が困難となつてゐる。都市住民に対する農民の不満、そしておそらくは反乱が勃発する可能

性がある。また、持てる者と持たざる者両者間の対立も生じるであろう。さらには、売買契約の際に生じる不正、農業および商売の衰退なども生じるであろう（後略）」⁽¹²⁾。

こうした認識の下に、レオポルドは、六月二十一日に政府に対して新たな政策の導入を禁じる一方で、既存の法制度を部分的に撤回するような対応を取らぬよう厳命している。しかし、実際には、宗教面、食糧供給両面において彼は自ら率先してきた改革の後退を余儀なくされる。前者においては、この面での改革を実質的に指導したシピオーネ・デリッチが蜂起発生の翌年に司教職を辞すという形でローマ聖庁の圧力に屈し、後者においても妥協策を講じることになる。すなわち、彼は七月十九日に以下の内容について政府と合意に達している。

「食糧供給の問題に関し政府がすでに行つた施策に手をつけるとなると、そのことで新たな騒擾が発生する可能性があるようにも思える。そこで、当該問題に何らかの措置を実施することを当面控える方がより賢明であろう。そして、目下準備を整えつつある軍隊による鎮圧があふさわしいと判断されるまでは、そうすべきである。」⁽¹³⁾

以上のように、暴徒に対する政府の妥協や譲歩を批判したレオポルドではあつたが、結局は心ならずもそうし

た対応を黙認せざるを得なかつたのである。そして、一七九〇年に勃発したこれら一連の民衆蜂起の幕を閉じたのは、軍隊による鎮圧であつた。⁽¹⁴⁾これは、換言すれば、蜂起によつて民衆が提起したレオポルドの「改革」の問題点が実質的には解決されぬままに終わつたことを意味する。それでは、その問題点とは具体的にどのようなものであつたのか。これについては、同時代人および後世の分析を取り上げてみよう。まず、前者の例としてはレオポルドの改革に加担したロレンツォ・ピニョッティの判断が残されている。

「トスカーナの国民は、ヨーロッパで最も温厚で従順な性格を有している。そして、大公レオポルドは傑出した為政者の一人とみなされており、實際多くの国益をもたらした。にもかかわらず、彼の治世下で二度も勃発したような民衆蜂起は、大公国歴代の政府の下では発生した試しがない。国家統治の術はこれほどに難しいものであり、宗教面での刷新はすべからく極めて危険であるといえよう。」

宗教面の諸改革は、前述したように大公レオポルドによる啓蒙專制政治における支柱の一本といえるだけに、体制側のピニョッティは、大公の性急な姿勢を暗に批判

したとも受け取れる。しかし、その一方で全体としてみれば、彼は大公の政治を高く評価していることは明らかで、これは彼の政治的立場上当然といえなくもない。また、大公レオポルドの片腕ともいえる改革推進者、フランチエスコ・マリーア・ジャンニは、フィレンツェの民衆蜂起を次のように分析している。

「この暴動は、広範な民衆的性格を有していたわけではなく、反動的な大臣および官僚によつて扇動、または買収された民衆の寄せ集めが引き起こしたに過ぎない。實際、私に敵意を抱く者もいないし、自由な食糧供給のシステムに反対する者も彼らの中には見いだせ得ない。俸給生活者である彼らは、食糧価格の自由な設定に関して無関心なはずである。なぜなら自身の賃金設定に関する自由を享受しているからである」

このように、ジャンニは、レオポルドの経済面での改革を擁護する立場を明らかにしている。そこには、「自由」を大前提とする物価と賃金の均衡状態こそが安定した社会の存続に不可欠であるとする彼の信念が見いだせるといえよう。

時代人のみならず、十九世紀以降の穏和主義的なヒストリオグラフィーにも繼承される。なぜなら、穏和派の人間は、⁽¹⁷⁾レオポルドの諸改革をいわば神格化していたからである。

すなわち、彼らは、改革主義の持つ理論的側面に注目する反面、本来それと表裏一体をなし、さまざまな影響力を及ぼすはずの実践面を切り捨てがちであつた。⁽¹⁸⁾また、十八世紀の改革主義と十九世紀に台頭する自由主義が破綻なく継続しているとみなす彼らにしてみれば、レオポルドの政治におけるポジイティヴな側面を強調する傾向が見られるのは当然といえよう。その反面、彼らは改革の持つネガティブな側面を見逃している。つまり、改革の実践に伴つて却つて悪化した民衆生活を直視しようとしなかつたのである。とはいへ、全ての同時代人や後世の人間がこうした態度をとつていたわけではもちろんない。たとえば、ボルドー高等法院の次席検事官、ジヤン＝バティスト・メルシエ・デュパティは、レオポルドの経済改革と民衆の生活苦両者の相關関係について、一七八四年にフィレンツエで次のように述べている。

「大公国政府が商工業の完全な自由化を実現して以来、職人たちには日々の糧に事欠く有様である。」

また、フランス政府によつて大公国に派遣された工

ジェントの一人、デュルフォールは、首都フィレンツエにおいて貧困、物価高および市民の不満が見られることを指摘したうえで、同国の経済政策を批判する。

「（物価と賃金両者の）完全なる均衡政策がもたらした結果は何であるかと問えば、その回答は、ただ食糧価格の突出が常態化しているということだけになる。すなわち、賃金は食糧価格にまつたく釣り合つていないのである。そしてその結果、貧困が激化し、人々は故郷を捨てざるを得ない。」

民衆が日々の暮らしにおいて最も必要としている物品が食糧、とりわけパンであったことは確かである。一七九〇年の民衆蜂起では、前述のように小麦の小売値に上限を設けよとの要求が出されているが、十八世紀後半における当該価格の上昇を考慮すれば、それはさして法外な要求であるとはいえない。すなわち、飢餓の発生した一七七二年に一サッコ（約七十三リットル）二六・五リラをピークとして、二四リラ（一七七四年）、十五リラ（一七七六年）、十四リラ（一七七八年）といったんは下降線を辿つたもの、翌一七七九年には二十リラと再び上昇に転じ、以降一七八三年まで同価格が維持される。そして、その後はいったん十四・八リラに下落する（一七

八七年）が、一七八九年には十九リラとなり、蜂起が勃発した一七九〇年には二三リラとなつて（⁽²¹⁾）いる。ただし、

こうした現象は大公国のみに見られたものではないことにも注意する必要があろう。大ざつぱに言えれば、一七四〇年から一八二〇年代にかけてのヨーロッパでは、穀物価格の上昇がトレンドとなつており、大公国の場合もその中に含まれると考えられる（⁽²²⁾）。ちなみに、こうした傾向が見られた原因としては、十八世紀後半に人口が増加したことで、食糧需要が高まつたことも挙げられる。したがつて、レオポルドの改革推進役であつたヴィットーリオ・フォツソンブローニやマッテオ・ビッフィ・トロメイが展開した経済改革の擁護、すなわち「商取引の自由化が食糧価格の上昇の直接の原因ではない」との見解が誤つてゐるとは言い難い（⁽²³⁾）。とはいへ、レオポルドのかかる政策が、パンを始めとする主な食糧価格の上昇にまったく無関係であつたともいえない。なぜなら、大公国内の諸物価は、商取引の自由化によつて他のヨーロッパ諸国の物価の動きに連動を余儀なくされることになつたからである。さらに、人口増に十分見合う以上の小麦を生産していた当時の大公国にあつては、地主による投機行為を誘発する結果をも生ぜしめたからである（⁽²⁴⁾）。ちなみ

に、民衆蜂起勃発前後の大公国における穀物生産とその消費に関するデータを以下に掲げる。

まず、ビッフィ・トロメイによれば、当該時期において穀物生産のピークに達した一七九二年の場合、小麦とライ麦の収穫高は一三、〇三三、〇三一スターイオ（一スターイオは、約二四リットル）であつた。この内、消費充当分は一〇、七八五、一六九スターイオとなる。次に、パオレッティによれば、一七九二年における大公国総人口は一、〇五八、九三一人であり、一人当たり月に一スターイオの小麦を消費するという。この割合で考えれば、一年間に一二、七〇七、一七二スターイオの小麦が必要となる。したがつて、不足分は、一、九二二、〇〇三スターイオとなる。また、フォツソンブローニによれば、大公国の住民一、〇〇〇、〇〇〇人に関して言えば、彼らは一日に一人当たり二リップラ（一リップラは約三百グラム）のパンを消費しているという。したがつて、一年間に必要な小麦は一二、一六六、六六五スターイオであるとしている。さらに、前記のビッフィ・トロメイが示した人口および穀物生産高の数字に依拠した陪席判事のウバルド・マッジは、一年間に不足する小麦の量を四、一五〇、七七五スターイオと見積もつてゐる。他方、リヴォ

ルノから輸出入された小麦について言えば、一七八二年から一七八六年の統計では、輸出が三三三一、〇五八ス

ターアイオ、輸入が三、〇九五、九七三スターイオであつた。しかし、一七八七年から民衆蜂起の勃発した九〇年を含む一七九一年の統計によれば、輸入分を三五一、七八九スターイオ上回る量が輸出されてい。⁽²⁵⁾

これらは極めて不十分なデータであるとはいえ、少なくとも次の二点が推論できうるであろう。すなわち、

一 民衆蜂起勃発（一七九〇年）前後の大公国においては、一般消費向けの小麦生産高が必要を下回つ

ていた可能性がある。

二 一の状況にもかかわらず、小麦輸出には抑制措置がまったく取られていなかつた可能性がある。

I 少なくともフランス革命初期の段階において、トスカーナ大公国がイタリア諸邦内では特異な中立の立場を維持できた主な要因としては、リヴォルノが伝統的に有していた貿易上の国際的な価値と大公ピエトロ・レオポルドを中心として展開された中立政策の二つが挙げられる。

II ピエトロ・レオポルドによる啓蒙改革の内容は多岐にわたるが、中でも宗教面および経済面の改革が現実と乖離したと考えられる。そして、その状況に対する民衆の不満が一七九〇年の蜂起という形で顕在化したと思われる。しかし、これも結局は武力による鎮圧によって収束したため、民衆の不満はその後も底流として存在していたと考えられる。

推進しようとした「理想」の政治と「現実」両者の乖離が決定的となつた段階で生じたものが一七九〇年の民衆蜂起であつたと判断できるのである。

本稿は、フランス革命を契機としてイタリア各地に勃発する一連の民衆蜂起研究の序をなすものである。トスカーナ大公国の場合、前述した如く一七九九年に大規模

以上述べてきたところを要約すれば、以下の通りである。

五 まとめ

な「ヴィーゴ・マリーラ蜂起」が発生するが、その序曲ともいえるのがすでに考察した一七九〇年の民衆暴動である。しかし、この事件の要因を、果たしてピエトロ・レオポルドを中心とする二人の大公による政策のみに帰してよいものであろうか。すなわち、民衆の不満についてより正確に理解するには、彼らが統治する以前の歴史に遡るのも必要となる。また、前述した二種の事件（一七九〇年および九年の蜂起）を比較考察することにより、トスカーナにおける民衆の歴史的位置づけの一端が明らかになるであろう。そして、その際には、本稿ではまったく触れることができなかつたジャコッピー」と民衆の諸関係、あるいは他の諸邦における民衆蜂起との比較、分析も不可欠な作業となるはずである。このように、筆者に残された課題は数多いが、これらについては次稿以降にて順次考察する予定である。

結 問題の所在

- (1) Franco della Peruta, *L'Italia nell'età rivoluzionaria e napoleonica*, in *L'Europa scopre Napoleone 1793-1804*, vol. 2, *Congresso Internazionale Napoleonico, Cittadella di Alessandria, 21-26 giugno 1997*, Torino, 1999, p. 533.

(2) Cf. Stuart J. Woolf, *A History of Italy 1700-1860*, London, 1979, pp. 469-480. (翻訳『イタリヤ史 一七〇〇-一八六〇』、法政大学出版局、一九九〇一年、八四七一八六六頁)

(3) 明治維新とリソルジメントの比較史的考察に関する論集は、やしあたり中村政則『明治維新と日本近代一曰・露・伊近代化の比較史的検討』(田中彰編『幕末維新論集1—世界の中の明治維新』吉川弘文館、一九〇〇年所収)の三二六—三三五頁および拙著『歴史学—国際化とその相互理解のために』(東京電機大学出版局、一九九七年)の一四八—一〇四頁を参照されたい。また、世界史の枠組における民衆運動の位置づけに関しては、やしあり柴田三千雄『近代世界と民衆運動』(岩波書店、一九〇一年)を参照されたい。

一 民衆蜂起研究史

(1) Cf. Niccolo Rodolico, *Il popolo agli inizi del Risorgimento nell'Italia meridionale 1798-1801*, Firenze, 1926.

Giacomo Lumbroso, *I moti popolari contro i francesi alla fine del secolo XVIII 1796-1800*, Firenze, 1932.

(2) Franco della Peruta, *Considerazioni introduttive*, in *Napoleone e la Lombardia nel triennio giacobino (1796-1799) Atti Convegno Storico Internazionale, Lodi, 2-4 maggio 1996*, Lodi, 1997, p. 14.

(3) Cf. Vincenzo Cuoco, *Saggi storico sulla rivoluzione napoletana del 1799*, Firenze, 1926.

- (4) Antonio Gramsci, *Il Risorgimento*, Torino, 1954, sesta edizione.
- (5) Ibid., p. 72.
- (6) Ibid., p. 73, p. 85, p. 86.
- (7) Giorgio Candeloro, *Storia dell'Italia moderna*. vol.1., Milano, 1977, prima edizione 1956, p. 287.
- (8) Renzo De Felice, *Italia giacobina*, Napoli, 1965, pp. 14-16.
- (9) Cf. Carlo Capra, *L'età rivoluzionaria e napoleonica in Italia 1796-1815*, Torino, 1978, p. 93-147.
- Cf. Georges Lefebvre, *La Révolution française*, Paris, 1951.
- Cf. Eric J. Hobsbawm, *Primitive Rebels, Studies in Archaic Forms of Social Movement in the 19th and 20th Centuries*, Manchester, 1959.
- (10) 十八世紀後半の反革命的民族主義の出現(新)
- この歴史研究を讀む。Cf. «Studi Storici», Anno 39, numero 2, Roma, 1998, pp. 349-622.
- 11 ニュチャルヘルドハーベ特集
- (11) Francesco Maria Gianni (1728-1821)
- 1771年、大ペルソナ・ルネサンスのヤハリリ
- 「彼は、大氣燐發で先鋒の明かあら、國務一般や
財政問題に能力を發揮す」の幅へ評価する一方で、
「情熱のあまり分別を失ふ、復讐心に燃ふる」もの
「本章以後の政治家、上院議員の大公の座を」
- Cf. *Dizionario biografico degli italiani*, vol. 54, Roma, 2000, p. 467.
- (12) Francesco Maria Gianni, *Discorso sopra a Livorno del 1804*, in *Scritti*. vol. II, Firenze, 1849, p. 305.
- (13) Adam Wandruszka, *Leopold II. Erzherzog von Österreich Grossherzog von Toskana König von Ungarn und Böhmen Römischer Kaiser*. vol. I, Wien-München, 1963, S. 319-320.
- (14) Cf. G. Lefebvre, *La Révolution...*, op. cit.
- (15) Antonio Zobi, *Storia civile della Toscana dal 1737 al 1848*, vol. III, Firenze, 1852, Appendice XI.
- (16) François Cacault (1743-1805) トマス・エジソンの
死後、大公國の内政問題への脱糸を画策する
ノーベル賞受章者。
- Archives Nationales, Paris, AF III 87.
- (17) Ibid.
- (18) A. Zobi, *Storia civile...*, op. cit., App. XVII.
- (19) Carlo Zaghi, *La Rivoluzione francese e l'Italia*, Napoli, 1966, pp. 79-80.
- (20) Ibid., p. 207.
- (21) Jacques Godechot, *Le commissaires aux armées sous les Directoires. Contribution à l'étude des rapports entre les pouvoirs civils et militaires*. vol. I, Paris, 1941, pp. 468-478.
- 111 111人の大臣の特集
- (22) 本章以後の政治家、上院議員の大公の座を

117年以降オーストリア・ハプスブルク出身者が立める
ことが多い。その場合注意すべきは、彼らのすべてがト
スカーナへ移り住んだわけではなかつたとするべきである。
たゞれば、フランチエスコ11世（在位1711-176
5）の場合、居住地は終始ヴィーンであつた。やして彼
は、大公国に樹立した「摂政府」（Consiglio di Reg-
genza）を介して統治を行つてゐる。まだ、彼の後任の
ピエトロ・レオポルドは在位期間中大公国に居住したが、
1790年の退位後も摂政府を存続せしむる。なお、
本稿では、摂政府を事実上の「政府」とみなす、訛語の
「政府」に統一した。

- (2) Archives Nationales, Paris, AF III 87.
- (3) Ibid.
- (4) Ibid.
- (5) Archivio di Stato di Firenze, *Reggenza*, f. 628, c. 60r.
- (6) Vittorio Barzoni (1767-1843) Cf. *Dizionario bi-
ografico...*, op. cit., vol. 7, Roma, 1965, pp. 41-44.
- (7) Roberto Zapperi, *La «fortuna» di un avventuriero :
Saverio Scrofani e i suoi biografi*, in «Rassegna storica del
Risorgimento», Anno XLII, Fascicolo 3, Roma, 1962,
p. 474, p. 483.
- (8) Cesare Spellanzon, *Storia del Risorgimento e dell'
Unità d'Italia*, vol. 1, Milano, 1933, p. 58.
- (9) Ibid., p. 59.
- (10) Ibid.
- (11) G. Candeloro, *Storia dell'Italia...*, op. cit., p. 116.

- (12) C. Spellanzon, *Storia...*, op. cit., p. 59.
- (13) Scipione de' Ricci (1741-1810)
- (14) S. J. Woolf, *A History of Italy...*, op. cit., p. 134. (トマ
フ前掲書、1114K-1117K)
- (15) Cf. G. Candeloro, *Storia dell'Italia...*, op. cit., p. 121.

四 1790年の民衆蜂起

(1) リガオルノ近郊の町、サントペーロにある有名な聖
所。1818年には教皇ピウス7世の命じめで、ベシリ
カが建立された。

(2) Antonino Baldovinetti (1745-1808)

ピエトロ・スカルニーニの著書によると、
マルノの翻刻版が1790年頃に刊行された。

- (3) Cf. Pietro Vigo (a cura di), *Livorno e gli avvenimenti
del 1790-91 con Notizie di Firenze. Storia generale, poesie
contemporanee e altri documenti. Diario anonimo*, Livorno,
1904, pp. 36-43.
- (4) Giovan Battista Santoni, *Lettere confidenziali sulla
popolare insurrezione seguita in Livorno il 31 di maggio
dell'anno 1790*, Livorno, 1887, p. 10.
- (5) P. Vigo, *Livorno e gli avvenimenti...*, op. cit., p. 47.
- (6) Archivio di Stato di Firenze, *Tribunale Supremo di
Giustizia*, Giornale, anno 1790, n. 14.
- (7) *Notizie della sollevazione di Firenze, pubblicate da
Morena in Lorenzo Pignotti, Ricordi sulle contese commer-
ciali in Toscana con giunte per cura e con prefazione di*

Abele Morena accademico georgofilo, Arezzo, 1896, p. 16,

p. 21.

(∞) Biblioteca Nazionale Centrale di Firenze, *Relazione del tumulto accaduto nella città di Firenze nel mese di giugno 1790*

(σ) A. Zobi, *Storia civile...*, op. cit., vol. II, Appendice XLII, XLIII.

(Ω) Biblioteca Moreniana di Firenze, *Osservazioni per giustificare la condotta del Governo nei tumulti, anonime, s. d.*

(11) P. Vigo, *Livorno e gli avvenimenti...*, op. cit., pp. 88-89.

(12) A. Wandruszka, *Leopold II...*, op. cit., vol. III, S. 294-295.

(13) A. Zobi, *Storia civile...*, op. cit., vol. II, Appendice L.

(14) Ibid.

(15) Biblioteca «Augusta» del Comune di Perugia, *Storia della Toscana di Lorenzo Pignotti (dal 1737 alla campagna di Napoleone in Egitto)*, pp. 120-121.

(16) F. M. Gianni, *Memoria sul tumulto accaduto in Firenze il di 9 giugno 1790*, in F. M. Gianni, *Scritti di pubblica economia storico-economici e storico-politici*, vol. I, Firenze, 1848, p. 212, p. 252.

(17) Ernesto Sestan, *Gino Capponi storico*, in *Europa settecentesca ed altri saggi*, Milano-Napoli, 1951, pp. 190-193.

(Ω) Cf. Renato Mori, *Le riforme leopoldine nel pensiero degli economisti toscani del' 700*, Firenze, 1951.

(Ω) *Lettres sur l'Italie, écrites en 1785 par Jean Baptiste Mercier Dupaty. Nouvelle édition corrigée avec soin, et ornée de figures*, vol. 1, Avignon, 1811, p. 92.

(Ω) Eric W. Cochrane, *Le riforme leopoldine in Toscana nella corrispondenza degli inviati francesi (1766-1791)*, in «Rassegna storica del Risorgimento», Anno XLV, Fascicolo II, Roma, 1958, p. 213.

(21) Cf. Gabriele Turi, *Viva Maria. Riforme, rivoluzione, e insorgenze in Toscana (1790-1799)*, Bologna, 1999, prima edizione 1969, pp. 39-40.

(22) Cf. Ruggiero Romano (a cura di), *I prezzi in Europa dal XIII secolo a oggi*, Torino, 1967.

(23) Cf. Vittorio Fossombroni, *Scritti di pubblica economica*, vol. 1, Arezzo, 1896, p. 22, p. 26.

Cf. Matteo Biffo Tolomei, *Confronto della ricchezza dei paesi che godono libertà nel commercio frumentario con quella dei paesi vincolati prendendo per esempio la Toscana che in meno di trenta anni si è trovata in tre stati nei vincoli antichi nella libertà illimitata e nei vincoli nuovi, seconda edizione con aggiunte*, Firenze, 1795, prima edizione, 1793, p. 64, pp. 96-98.

(24) Ibid., pp. 38-39, p. 52, p. 127.

(25) Cf. G. Turi, *Viva Maria...*, op. cit., p. 43.